法律

電気事業法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年六月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十二号

電気事業法等の一部を改正する法律

（電気事業法の一部改正）

第一条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　電気事業
第一節　小売電気事業
第一款　事業の登録（第二条の二―第二条の十一）
第二款　業務（第二条の十二―第二条の十七）
第二節　一般送配電事業
第一款　事業の許可（第三条―第十六条）
第二款　業務（第十七条―第二十七条）
第三款　会計及び財務（第二十七条の二・第二十七条の三）
第三節　送電事業（第二十七条の四―第二十七条の十二）
第四節　特定送配電事業（第二十七条の十三―第二十七条の二十六）
第五節　発電事業（第二十七条の二十七―第二十七条の二十九）
第六節　一般担保（第二十七条の三十）
第七節　特定供給（第二十七条の三十一）
第八節　広域的運営
第一款　電気事業者相互の協調（第二十八条・第二十八条の二）
第二款　特定自家用電気工作物設置者の届出（第二十八条の三）
第三款　広域的運営推進機関
第一目　総則（第二十八条の四―第二十八条の九）
第二目　会員（第二十八条の十―第二十八条の十二）
第三目　設立（第二十八条の十三―第二十八条の十七）
第四目　管理（第二十八条の十八―第二十八条の三十）
第五目　総会（第二十八条の三十一―第二十八条の三十九）
第六目　業務（第二十八条の四十―第二十八条の四十六）
第七目　財務及び会計（第二十八条の四十七―第二十八条の五十）
第八目　監督（第二十八条の五十一）
第九目　雑則（第二十八条の五十二）
第四款　供給計画（第二十九条・第三十条）
第五款　供給命令等（第三十一条―第三十三条）
第六款　電気の使用制限等（第三十四条―第三十七条）
第三章　電気工作物
第一節　定義（第三十八条）
第二節　事業用電気工作物
第一款　技術基準への適合（第三十九条―第四十一条）
第二款　自主的な保安（第四十二条―第四十六条）
第三款　環境影響評価に関する特例（第四十六条の二―第四十六条の二十三）
第四款　工事計画及び検査（第四十七条―第五十五条）
第五款　承継（第五十五条の二）
第三節　一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の二）
第四章　土地等の使用（第五十八条―第六十六条）
第五章　登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
第一節　登録安全管理審査機関（第六十七条―第八十条）
第二節　指定試験機関（第八十一条―第八十八条）
第三節　登録調査機関（第八十九条―第九十六条）
第六章　卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十二）
第七章　雑則（第百条―第百十四条）
第八章　罰則（第百十五条―第百二十三条）
附則

第一編及び第二編の編名、同編第一章及び第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、同節第二款の款名、同章第三節の節名、同編第三章の章名、第三編の編名、同編第一章及び第二章の章名、同章第一節から第五節までの節名、同編第三章の章名、第四編及び第五編の編名、同編第一章から第三章までの章名並びに第六編及び第七編の編名を削る。

第一条の前に次の章名を付する。

第一章　総則

第二条第一項第一号中「一般電気事業」を「小売供給」に、「事業を」を「ことを」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　小売電気事業　小売供給を行う事業（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。

三　小売電気事業者　小売電気事業を営むことについて次条の登録を受けた者をいう。

第二条第一項中第四号から第十二号までを削り、第十三号を第四号とし、同項第十四号イ中「特定電気事業を」を「小売供給を行う事業を」に、「一般電気事業者が」を「者が」に改め、「その供給区域内の」及び「、当該他の者のその特定電気事業の用に供するための電気の量の変動に応じて」を削り、「対して、」の下に「当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する量の」を加え、同号ロを削り、同号ハ中「供する」の下に「発電用の」を加え、「このハ」を「このロ」に、「設置する」を「維持し、及び運用する」に、「一般電気事業者が」を「者が」に改め、「その供給区域内の」及び「当該一般電気事業者に」を削り、「特定規模需要」を「需要」に改め、同号ハを同号ロとし、同号を同項第五号とし、同項第十五号を同項第六号とし、同号の次に次の九号を加える。

七　発電量調整供給　発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から当該発電用の電気工作物の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給することをいう。